

件名	愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>地域医療医師確保奨学金の貸与</p> <p>(1) 目的 将来医師として県内で地域医療に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することにより、県内の医療機関等における医師の確保を図る。</p> <p>(2) 貸与対象者 県内の大学の医学を履修する課程の在学者であって、将来県内の指定医療機関等において医師としての業務に従事しようとするもの。</p> <p>(3) 貸与の方法 第1次年次から大学を卒業するまでの間(6年分を限度)において、入学料及び授業料並びに生活費を貸与する。</p> <p>(4) 貸与の取消し ・大学を退学したとき ・学業成績及び素行が著しく不良となったと認められるとき。</p> <p>(5) 返還の債務の免除 当然免除 9年間の義務年限を指定医療機関等の医師として業務に従事した場合 業務上の事由による死亡又は心身の故障の場合 裁量免除 業務外の事由による被貸与者の死亡、心身の故障等の場合</p>	
施行日	平成21年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>制定の背景</p> <p>国が定める要件(知事が指定する医療機関等で9年間勤務することを返還免除の条件とする)を満たす奨学金制度を県が制定することを条件に、大学の医学部の定員を最大で5名増員することが認められることとなったため、新たに奨学金の貸与条例を制定するもの。</p> <p>貸与人数及び義務年限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与人数：毎年10名 ・義務年限：9年間(指定医療機関等での初期臨床研修期間2年と後期臨床研修期間3年のうち1年(指定医療機関等での実施に限る。)を含む。) 	